

山梨県緑化計画の改定について

本計画について

計画の位置付け： 昭和49年10月制定の山梨県環境緑化条例に基づく計画

計画策定の趣旨：

本計画は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、緑豊かな生活環境をつくるのが極めて重要であることに鑑み、環境緑化を推進するため、緑化の目標や施策の方向等を明らかにするもの

計画の期間： 令和6年度～令和15年度（第3期） 策定：平成16年3月

本県の現状と社会情勢の変化

- 県内の荒廃した森林の再生と充実する森林資源の循環利用を確立
- 県内の市街地の一部では、樹木による緑地が極めて少ない地域が存在
- 地球温暖化の対策として温室効果ガス吸収量を増加させる緑化の必要性
- 人口減少や超高齢化社会の到来と健康志向の高まり
- 生態系の劣化により急速に失われる生物多様性

本計画の基本的な考え方

- 県民一人ひとりが緑化の大切さや重要性を認識して、企業や団体、行政などとの連携・協働のもとで環境緑化を進め社会全体で次代に引き継いでいく
- また、本県は全国有数の森林県であり、森林の有する多面的機能が県民の生活・安全な暮らしを支えていることから居住地とその周辺にある農地や森林も包括して、高木の樹木を中心とする緑地を確保することが重要



「緑をつくる、緑をいかす、緑をまもる、緑をまなぶ」の基本施策に基づき、従来の取り組みに加え 本計画においては

樹木を主体とした緑化の推進

本計画における重点項目

- ・ SDGs やカーボンニュートラル、GXへの貢献
- ・ グリーンインフラの推進
- ・ ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けた生態系の保全・再生

主な指標

	目標R5	実績R4	達成率	目標R15
都市部の緑被率 甲府都市計画区域における樹木緑被率 5%以上割合 (%)	83	78	94	100
新 公共施設の緑化率 条例で定める緑化基準以上の県施設整備 の割合 (%/年)	-	67	-	100

4つの基本施策と主な取り組み

① 緑をつくる

快適な生活環境のための緑地づくり

- ・ 地域において県民、民間団体、事業者の緑化活動への取り組みを推進
- ・ 公共施設の緑化を推進するとともに、工場、事業所等における緑地の確保を促進

自然環境や生物多様性に配慮した緑地づくり

- ・ 野生生物の移動経路や生息場所の確保に配慮した森林の保全・整備
- ・ 生態系や自然環境等に配慮し、自然環境と調和した河川整備の推進

③ 緑をまもる

地域の景観や文化・歴史と調和した緑地の保全

- ・ 歴史上又は学術上価値の高い巨樹・名木の保護
- ・ 人々に親しまれる美しい森林景観の形成と保全の推進

人と自然の共生のための緑地の保全

- ・ 自然公園、保全地区及び自然記念物について開発行為等の規制による保全
- ・ 県民、事業者等との連携のもと、水辺環境の保護意識の向上と保全活動を促進

② 緑をいかす

地域の特性を活かした森の活用

- ・ 山岳景観、農山村資源を生かし、都市農村交流や二拠点居住を促進
- ・ 林地残材を利活用し、木質バイオマスの利用を促進

多様なニーズに対応した森の活用

- ・ 県民が森林と親しみ、森林への理解が深められるよう森林プログラムの充実
- ・ 森林体験や木育活動を通じて緑化への理解促進及び豊かな感性を持った人づくり

④ 緑をまなぶ

緑地にふれあう意識の醸成と機会の提供

- ・ 各種イベントを開催し、緑化推進に関する普及啓発を強化
- ・ 「森の教室」などの体験学習や各種講座の開催を通じて、森林を学ぶ機会を提供

緑化に関わる多様な主体の連携

- ・ 行政、関係団体、企業等が連携して行う環境緑化活動への参加機会の提供
- ・ 教育関係機関と連携し、環境緑化に必要な知識の普及・体験活動の充実